染土壌 処理業に関 する省

環境省令第十号平成二十一年十月二十二日

平成二十三年七月八日環境省令第十四号平成二十二年二月二十六日環境省令第二号

じ。)、溶融(汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同号。以下「規則」という。)第三十一条第一項及び第二項の態を土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九餘去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状質をいう。以下同じ。)を抽出し、又は分解する方法によりまれる特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物 汚染土壌をいう。以下同じ。)について浄化(汚染土壌に含一、浄化等処理施設、汚染土壌(法第十六条第一項に規定する義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 以下同じ。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定施設(法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設をいう。」という。)第二十二条第二項第三号に規定する汚染土壌処理 う。第五条第十七号イにおいて同じ。)又は不溶化 則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをが変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、 に当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号 入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないよう (平成十四年法律第五十三号。以下「法 項の基準に適合させることをい該特定有害物質を封じ込め、規 (薬剤の

施設 アは汚染土壌の含水率を調整するためのの他の物を分別し、又は汚染土壌から岩石、コンクリートくずそ分別等処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設 大学土壌の埋立てを行うための施設 シトを製造するための施設

いう。

ない。 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなける一、の様式は、様式第一のとおりとする。 第二条 法第二十二条第二項の申請書(以下「申請書」 れ ば

三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立一線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載し 放地境界のた書類

は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあって 面 図

五四

を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該免許七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認は、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあって 又は承認を受けたことを証する書類の写し

おいて同じ。)を行うための施設

± 0 処 理 0 事 業を行うに足りる 技 術 的 能 力を 説 明 す

る書類
載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明すました書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明すにおいて「廃止措置」という。)に要する費用の見積額を記一十一 法第二十七条第一項に規定する措置(第四条第二号ニ質の量の測定方法を記載した書類

態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない一十二 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌で **愛処理施** で 汚染状

に 兀 法 施 設 「発第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設」(第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十一設(以下「再処理汚染土壌処理施設」という。)についてにおいて処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理

3 ら第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項 図 面 \mathcal{O} 添付を省略することができる。 一号か現の規 党は

項第五号の 環境 省令で定 め る事 項 は

汚染土壌処理施設に係 る事 業場の名称及び 申 請 者 \mathcal{O} 事 務 所

あは、 他に法第二十二条第所在地

五. 当該 以保管設: 備 の場

再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所申請者が法人である場合には、法第二十二条第1

再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項規定するその事業を行う役員の氏名及び住所 :処理汚染土壌処理施設に ついての法第二十二条第 在 項 地

> 0 再 可 理 污染土 た都道 壤 処理県 施 知 設事 0 及び当該許 種 類 及び 処理 司 に係 能 ふる許 力 可

· 染土 玾 業 0 許 可 \mathcal{O} 基 準

第四 次 のとおりとする。 法第二十二条第三項 第 一号の環境 省令で定め る基 準 は

汚染土壌処理施設が第一条汚染土壌処理施設に関する基 に該当すること。 汚染土壌 条各号に掲げる 施 設 \mathcal{O} い ず れ カン

申請書に記載した汚染土壌 るの処理 $\overline{\mathcal{O}}$ 方法に応じた汚染

自重、積載荷重その始壌処理施設であること。

ホ

第十三号イにおいて「排出水基準」という。)に適合さ(1) 排水口における排出水の水質を次に掲げる基準(次条備が設けられていること。 排出水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設 るために必要な処理設 備

十五. 合における測 ||水基準を定める省令 号) 第二条の 3定値が同令別表第一の上欄に掲げる) 環境大臣が定める方法により測定しる省令(昭和四十六年総理府令第三

第三条第三項の を超えな いては、 当該排水基準で定める許 下 び の規定により排れ下欄に掲げる許容の別表第二の上欄 水基準に掲れて掲り 干が定め (水質) げ :容限 Ś 污濁防 6 度を含 目 れた

- る方法により測定した場合における測年総理府令第六十七号)第二条第一項3 ・判定値が同令刊、 外成十一

- 測定方法」という。)により排出水の水質を測定するた境省令で定める方法(次条第十四号ロにおいて「下水道)下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環必要な処理設備
- IJ 染土壌の設備 設備 処理 が 設けられていること。 施 設 の周 縁 ること。ただし、埋立処理施設の地下水の汚染状態を測定する

条第 がの活生 れ ているときは するため 土 . て 下浸透防 に 似りでな て環境・ て汚 一措置 大臣 が地 という。)が 定めるもの 下に浸透するこ

口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が 当該(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が と。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により開定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量としてより算出された量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6) に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる許容限 に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる許容限 に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる許容限 に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる許容限 に掲げる許容限で化合物 一・〇ミリグラム (6) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム (6) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム 等処理施 (1) 設 又はセメント製造施 に あ って

又はセメント製造施設にあっては、三百五十立方センチ(の) 窒素酸化物 二百五十立方センチメートル (排出ガスの) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム (4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 十ミリグラム (2) 塩素 三十ミリグラム カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム 又はセメント制 量が一日当たり メートル)

- 申 者の 能 力に関す
- 口 つい て一切 処理 の責任を有する者がいること。の処理に関する業務を統括管理 施 設の維持管理及び汚染土壌の処 当該 理 を的 欧業務に 確

者 に行うに を当該 ŋ 土壤 び 設に 技 能を有する者として次に掲げる 配置していること。

- (1)以上の実務経験を有 施 する者 運転 維持及び管理について三
- (2)(イ) 識 処理施設 から生ずる公害を防止するため 0) 知
- 冫 大気の汚染に関して必要な知識を有する者として次ぎを有する者として次に掲げる者 いずれかに該当する者 大気の汚染に関
- (i) Ø 特定工場における公害防止組織の整備に関する法科目として大気管理を選択した者に限る。)第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による
- 又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二定工場における公害防止組織の整備に関する法律施房に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特律(昭和四十六年法律第百七号)第七条第一項第一 (i i) 有資格者に限る。
- る大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物・通商産業省・運輸省令第三号)別表第三に規定す 律施行規則(昭和四十六年大蔵省・厚生省・農林省特定工場における公害防止組織の整備に関する法
- (iv)aと認められる者 (i)からiiiまでに掲げる者と同等以上の知識を有す(特論の科目に合格した者
- (p) (i) Ø 1 水質の汚濁に関して必要な知識を有する者として次 かに該当する者
- 技術士法による第二次試験のうち衛生工学部門に (選択科目として水質管理を選択した者

(i i)

- の下欄に規定する水質関係第 整備に関する法律施行令別表第二の五の項資格を有する者(特定工場における公害防 :第七条第一項第 下欄に規定する水質関係第二種有資格者に 定工場にお け 一号に規定する公害防いる公害防止組織の整備 種有資格者又は同表の六の項合別表第二の五の項の下欄に 止 に 止 管 関 祖織の 限る。 する
- (iii) 律施行規則別表第三に規定する水質概論 特定工場における公害防止組織の整備 の科目に合格した者 及び水質有 に関する法
- (iv) ると認められる者 (i)から!!!までに掲げる者と同害物質特論の科目に合格した者 等以 Ĺ の知 識 感を有す
- キシン類特論の科目に合格した者別表第三に規定するダイオキシン類概論及びダイオ場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 の十二の項の下欄に規定する者に限る。)又は特定工ける公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二 する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場にお止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定能性のある施設にあっては、特定工場における公害防 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可
- こと。 を的確に、 汚染土壌処理施設 かつ継続 して行うに足りる経理的基礎を有するの維持管理及び汚染土壌の処理の事業
- 二 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。

汚染土壌の 処理に関する基準

第五条 おりとする。 法第二十二条第六項の環境省令で定める基準は、 次のと

を講ずること。 下 又 有 び 害 に 物質を含む .悪臭の発散を防止する.質を含む固体若しくは 止するために 液 体 \mathcal{O}

ないように必要な措置を講 著しい騒 音及び より 周 用 \mathcal{O} 生 活 環 焼を 損 な わ

この限りでな

五

埋立処理施設にあっては、第二溶出量基準(規則第九条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌をは、第二種特定有害物質をいう。)以外の規則第三十一条は、第二種特定有害物質(規則第六条第一項第二号に規定

二号に規定する第二溶出量基準をいう。第八号に理施設にあっては、第二溶出量基準(規則第九条)に適合しない汚染土壌 (海洋汚染等及び海

> 土砂とみなしてを行うため なして海 **設にあ** 元する場で和四十 っては、 所 止 排に出関 土 を水底 する法

きと。

うこと。 六 申請書に記 記載し た汚染土壌の 処理の方法に従って処 2理を行

ントは通常の使用に伴いの品質管理の方法に従って、セメント製造施設にあ 分別等処理施設にあっては、第二溶出量は害が生ずるおそれがないものとすること。 :い特定有害物質による人の健康に係る2ってセメントを製造し、かつ当該セメにあっては、申請書に記載したセメント

と。ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壌.染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合しては 第二溶出量基準 してはならない。 処理業の

が セ メ

設 に 搬

汚染土壌の保管は、 申請書に記載した保管設備にお 1 7

よること。 には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかに一 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合

行うこと。 粉じんが飛散しにく 1 構造 の設備・ 内にお いて当該移 動 を

口 当該移動を行う場所に お いて、 散水装置に による散 水を行

うこと。

イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講行うことによってその表層を固化すること。当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

ホ ずること。

十四 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次による十三 排出水を公共用水域に排出する場合には、次によること。十三 排出水を公共用水域に排出する場合には、次によること。十二 汚水を地下に浸透させてはならないこと。

を排除してはならないこと。
イーその水質が排水口において排除基準に適合し な い排 出 水

.染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取-水道測定方法により排出水の水質を測定すること。

地下水の水質が地下水基準(規則第七条第一項に規定する地境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定したし、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環 て地下浸透防止措置が講じられているものにあっては測定す定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であっる旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測 下水基準をいう。 以下同じ。)に一年間継続して適合してい

ことを要しないこと。 まごとの状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 大気有害物質の排出については、次によること。 大気有害物質の排出については、次によること。 を正の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 気圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、当 大気有害物質の量に 大気有害物質の量に 大気有害物質の量に 大気有害物質の量に 大気有害物質の量に 大気有害物質の量に 大気有害物質の量に ないこと。

び第二十四号に掲げる大気有害物質並びにダイオキシン類第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及確認を受けたときは、一年に一回以上)、令第一条第七号、に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の有害物質の量を三月に一回以上(一年間継続してイの規定有 排出口における前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気 回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測のある施設から排出されるものに限る。)の量を一年に一(汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性び第二十四号に掲げる大気有害物質並びにダイオキシン類 定すること。

処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当七 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌 する場合は、この限りでない。

壌であって、規則第五十九条第三項に規定する方法による 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土

に当 接 汚染土壌を申請書に記載した再処理 汚染土壌処理施

世界では、大学の主義の単級を他人に委託するときには、法第二十条第一項の規定の例により、当該等理工権の連搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと。
一九 再処理汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと。
一九 再処理汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の単形を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと。
「は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票を受領し、当該管理票を受領し、当該管理票を受付しなければならないこと。
「おける事項を送付しなければならないこと。」
「第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。」外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した方染土壌の当該再処理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡しがされた方染土壌の理業者への引渡した者に対した方に対しているに対している。

当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称当該汚染土壌を引き渡した年月日

受けた旨

二十一 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。

「汚染土壌処理施設についての法第二十二条第一項の許可に係る許可番号

「汚染土壌処理施設について法第二十二条第一項の許可を表示しなければならないこと。

「汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

「汚染土壌処理施設の所在地

「汚染土壌処理施設の所在地

「汚染土壌処理施設のが大人にあってはその代表者の氏名

「汚染土壌処理施設の所在地

「汚染土壌処理施設のが大人にあってはその代表者の氏名

「汚染土壌処理施設の所在地

「汚染土壌処理施設のが大人にあってはその代表者の氏名

「汚染土壌処理施設のが大人にあってはその代表者の氏名

「たっている。

すること。
二十三 前号の点検及び機能検査の記録を作成し、こと。 三年間保存

第六条 法第二十二条第八項の(記録の閲覧) とする。 記 録の閲覧は、 次により行うも

ロ 次条第七号から第十号までに掲げる事項 当該測定の結イ 次条第一号から第六号までに掲げる事項 当該受け入れ該イからハまでに定める日以後遅滞なく備え置くこと。 記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当

次条第十一号及び第十二号に掲げる事項 果を得た日 当該 出

記録は、 た日 備え置いた日から起算して五年を経過する日まで

間 備え置 [き、 閲 覧に供すること。

録する事

法第二十二条第八項(する事項) \mathcal{O} 環境省令で定め る事 項 は 次 \mathcal{O} لح

おりとする。

一 受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及で法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
四 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
四 当該汚染土壌の処理が終了した年月日
六 当該汚染土壌の処理が終了した年月日
六 当該測定による測定に関する次に掲げる事項
イ 当該測定を行った者の氏名又は名称
の 当該測定を行った者の氏名又は名称

施のの た 甪 H

第十六号口(5) 当該測点 の理定定

十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第五条 中 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて 当該測定を行った者の氏名又は名称 当該測定の結果を得た年月日 イ 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項 イ 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項 イ 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項 イ 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項 イ 当該汚染土壌の搬出先 へ 浄化等済土壌の搬出上 へ 当該汚染土壌の搬出上 の搬出先 の 当該汚染土壌の搬出上 口

ナ ハロイニヘホニハロイーニハ

(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請) (汚染土壌処理施設の設置の場所 四 許可の年月日及び許可番号 四 許可の年月日及び許可番号 四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容
 変更の内容
 変更の内容
 変更の内容

下未満であるものとする。 変更後のもの)の減少であって、当該減少の割合が十パーセン該処理能力について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更は、法第二十二条第二項の申請書に記載した処理能力(当変更は、法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微なく許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)

二 第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記録 一 第三条各号に規定する事項 げる事項とする。 **「条**届」、 次に 掲

載 Ĺ た事 項

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者した様式第三による届出書を提出して行うものとする。第十一条 法第二十三条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出) 三 汚染土壌処理施設の設置の二 汚染土壌処理施設に係る事:の氏名

事業場の 名称

場 所

四 許可の年月日及び許可番号 (当該変更のために工事を伴っ 変更の理由)をした場合には、変更のための工事の着工年月日 (当該変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる事項の変更のために工事を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(汚染土壌処理業の休止等の届出)

(汚染土壌処理業の休止等の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を、提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 汚染土壌処理施設の種類

五 許可の年月日及び許可番号

六 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由

八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由

九 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由

北 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌の理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

0

質による汚染の 散項措 5の防止その他必要な措置は、(の汚染土壌処理業者が講ずべ)置義務) き特 次に

兀

法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこの特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、一汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対壌第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土 において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該

は、その該当することとなった日以後においては、この限り別第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すらとに一回、採取し、当該周縁の地下水の水質を規定り許可を取り消された日から三月以内に一回、及びその後まり許可を取り消された日から三月以内に一回、及びその後三 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定に三 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を

区域等に指定された場 汚染土壌処理施設が設置されていた場所 \mathcal{O} 土地 が要 措 置

よる汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合していかつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質に当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、

又は法第二十五条の規定により許可を取り消され『縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を

不このは、日以後に日以後に こうでにこうとすられた覆いの損壊を防止すための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずい号において「埋立地」という。)への水の浸透を「施設にあっては、汚染土壌の埋立てを行った場所二年間継続して地下水基準に適合している場合

るための措置を併せて講ずること。

るための措置を併せて講ずること。

るための措置を併せて講ずること。

るための措置を併せて講ずること。

るための措置を併せて講ずること。

で五十センチメートル以上覆うこと。

で五十センチメートル以上覆うこと。

で五十センチメートル以上覆うこと。

にアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメート・で十センチメートル以上又が表面をであるのは「同号」と、「当該処理業者」とあるのは「第十三条第一項の汚染土壌処理業者」という。)」とあるのは「第十三条第一項の汚染土壌処理業者」という。)」とあるのは「第十三条第一項の汚染土壌処理業者」という。)」とあるのは「第十三条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

ま第二十七条第一項の汚染土壌処理業者は、次の各号に掲げ、第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3 その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告る措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、

二十五条の規定により許可を取り消された日から三十項第一号の推置。汚染土壌の処理の事業を廃止し、又 一号の措置

- 項第二号の 五 条の 規措 定に 汚染土宮 許 デ可を取る ・ ・ 壌の処理 り消の され 事 業 たを廃 か止 でら百二 又
- 翌月の末日 項第三号 \mathcal{O} 同 号 \mathcal{O} 測 定 の結果を得 た日 \mathcal{O} 属 する
- 几 法第二十五条の規定により許第一項第四号の措置 汚染土 第の一翌 計可を取り消された上壌の処理の事業な た日から三十米を廃止し、又

第三項において単に「許可証」という。)を交付するものとすの変更の許可をしたときは、様式第六による許可証(次項及び可をしたとき、又は法第二十三条第一項の規定により当該施設計四条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

- 様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更 え又は再交付を受けることができる。
- 3

2

合にあっては、発見し、又は回復した許可証)を、都道府県知該当することとなった場合は、速やかに、許可証(第二号の場に、第一項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかにこれを提示しなければならない。 第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処。 第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処

- 失した許可証を一 第二項の規定により許可が取った。 可が取り消されたとき。壌の処理の事業を廃止し、なければならない。 又は法 五. \mathcal{O} 規 定
- を発見し、又は回復したとき。定により許可証の再交付を受け た後 12 お て亡

立する法 一四月一

条第十六号イの規定(窒素酸化物に係るものに限る。)は適用定(窒素酸化物に係る処理設備に係るものに限る。)及び第五酸化物の処理方法に係るものに限る。)、第四条第一号ヌの規設にあっては、当分の間、第二条第二項第十九号の規定(窒素設にあっては、当分の間、第二条第二項第十九号の規定(窒素和五十四年総理府令第三十七号。次項において「改正府令」と第三条 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭 第三 しない

度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一排出の許容限度は、同号イの規定にかかわらず、当分の間、温施設に係る第五条第十六号イに定める窒素酸化物の大気中への改正府令附則第六項の経過措置の適用を受けるセメント製造

立方メートルにつき、四百八十立方センチメートルとする。

施行する。 一年法律第二十三号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から一年法律第二十三号)の施行の日(平成二十この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十二年二月二十六日環境省令第二号) 附 則 (平成二十二年二月二十六日環境省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二十三年七月八日環境省令第十四号)

*様式省略